

(中山教授配布資料)

日本経済新聞 2003年(平成15年)4月10日掲載

知的財産立国を推進する枠組みはできたが、最も重要なのは人材の養成だ。まず来年から開校する法科大学院(ロースクール)で知的財産に強い弁護士を育成すべきで、そのためにはカリキュラム(教育課程)の規制緩和が必要だ。弁理士や企業における専門職育成も急務である。

詳しい情報は割愛する。大綱全文は<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/iteki/kettei/020703t-aikou.html>に掲載

本部設置まで

従来ない速度

わが国の産業がかつての勢いを失っている現状、知的財産制度に対する社会の期待は著しく高まっている。また、その期待に応えるべく、急速な改革がまさに進行中である。

二〇〇二年二月の施政方針演説において小泉純

画一が作成される予定である。

首相の演説から知的財産戦略本部設置までわずか一年。従来の露が関

それゆえこの改革は待たなしの状況にあった

調も一般的に知的財産制度の強化に対して好意的であったことが大きく寄与したと考えられる。

従来わが国産業は、優秀な工業製品を大量に安価で世界中に供給することで成功してきたが、その図式が崩れてきた。工業製品では中国などの追い上げを受け、情報化では米国に後れをとって

ビジネス法に強い弁護士を

さて、知的財産関連の政策で最も重要なものは人材の養成である。知的財産戦略大綱は二〇〇五年度までのアクションプラン(行動計画)を示しているが、人材の養成は地味でありかつ長時間を要するものであるため、とうてい、この期限に間に合わない。カンフル剤的な効果はないが、人材の養成こそが将来の知的



知財立国にそのインフラ

法科大学院を活用

カリキュラム規制緩和を

一郎首相は「知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進する」と述べ、それに従い同三月に総理を本部長とする「知的財産戦略会議」が設けられ、同七月には「知的財産戦略大綱」が発表された。

大綱における提言の線に沿って、同十一月の時國会で「知的財産基本法」が成立し、それに基づいて今年三月に、総理を本部長とする「知的財産戦略本部」が内閣に設置され、同月十九日には第一回の会合が開催された。そして七月には今後知的財産政策の具体策である「知的財産推進計

永田町の常職からすれば、信じがたいスピードである。このことは、知的財産を巡る世界の動きが極めて急であることのほか、経済の停滞からの脱却には知的財産制度の強化が必要であるという社会の期待が大きいことを意味している。

おり「前門のアメリカ」財産制度にとって決定的な意味をもっており、これもよい例にある。この窮地を脱するためには、従来の成功体験にとらわれることなく、新しい経済体制を構築する必要がある。単なる「ものづくり」から、「情報づくり」へと脱皮しなければならぬ。換言すれば、これからは智慧(備)「米百俵」の故事にも報(よ)によって生きていく必要がある。そのためには情報保護の強化、すなわち知的財産制度の整備が欠かせないのである。(知的財産戦略大綱は知的財産の創造、保護、活用、その基礎となる人材養成を骨子とした百項目以上の施策を提言している

立派な法律・制度を作ることは比較的容易であるが、それを担う人がいないことは砂上の楼閣となる。これは、小泉首相がかつてよくとりあげた「米百俵」の故事にも通じるものがある。人材の養成には養成機関(すなわち大学)を作ることが重要であるが、そのためには、まず人を教える人を作る必要がある。始めなければならぬ。ところが知的財産の分野では、人を教える能力のある優れた人材が圧倒的に

不足している。

数少ない人材は、知的

大学院の卒業が司法試験の受験資格となる。

いと予想される。多くのビジネスローが司法試験に至るまでを一貫して扱

財産実務の需要の激増のため多忙を極めており、教育に専念できる者は少ないのが実情である。まずは知的財産の専門家の数を思い切って増やし、底辺を広げることが最も肝要である。

従って、法科大学院での教育が知的財産に強い弁護士養成に大きな意味をもつが、残念ながら種々の規制により、法科大学院における知的財産教育には多くを望めないのが現状である。

の発生から、保護、活用に至るまでを一貫して扱えるようになった。このことは、弁護士が国民の期待に沿えるだけの数と質を備えなければならぬことを意味している。そのためには、アメリカのLIM（法学修士号）のように、既存の法科大学院などで弁護士を再教育するための道を開く必要がある。

わが国の知的財産の専門家でも不足しているのは弁護士と弁理士であり、まずこれらの大幅な増員が求められる。しかし、これらの職につくには難関である国家試験に

法科大学院のカリキュラムは基礎的な科目、すなわち裁判に必要な科目に力点がおかれる見通しで、現実の経済社会が必要としているビジネススクールの多様化に資するであろう。

そうならば、昨今の知的財産に対する需要の激増から、知的財産法を売り物にする法科大学院も現れてくるであろう。ただし、総論としてはこのような案に賛成の意見も多いが、現実にはカリキュラムの規制によって、それぞれの法科大学院は金太郎アメのような均質なものとなる恐れが大きい。

中山 信弘

東京大学教授



合格することが条件となっているために、面倒な問題を提起している。

つまり、単に理想的な教育を行えば足りるとい

法、租税法、独占禁止法、金融法、国際取引法などに対する教育への配慮は低い。

法研究所に相当する施設はなく、弁理士試験に合格すればただちに弁理士業務を開始できるので、即刻、大幅な増員を図るべきである。現在の弁理士業務の大半は出願であり、将来ともそれが弁理士の中心業務であることが変わらな

うものではなく、司法試験や弁理士試験に合格するということが至上命令であり、事実上、その教育は試験に規制されるという性質を有している。これは現在の法曹教育が抱える、最大の問題でもある。

そのためには、まず法科大学院のカリキュラムに対する規制を緩め、司法試験科目に多くのビジネスをを加え、かつ司法試験の合格者を大幅に増やすことが必須である。

多くの法科大学院の規模は小さく、ビジネスローをフルラインで備えることができる大学は少な

2000年の弁理士法改正により、弁理士は特許侵害訴訟において弁護士に近い代理権を認められ、その職域は知的財産

弁護士養成は、現在進行している司法制度改革の大きな柱となっており、二〇〇四年四月から

多くの法科大学院の規模は小さく、ビジネスローをフルラインで備えることができる大学は少な

2000年の弁理士法改正により、弁理士は特許侵害訴訟において弁護士に近い代理権を認められ、その職域は知的財産

45年生まれ。東京大卒、専門は知的財産法。知的財産戦略本部本部員

全国で一斉に開校される法科大学院（ロースクール）で実務家養成の教育を行い、原則として法科

多くの法科大学院の規模は小さく、ビジネスローをフルラインで備えることができる大学は少な

2000年の弁理士法改正により、弁理士は特許侵害訴訟において弁護士に近い代理権を認められ、その職域は知的財産

45年生まれ。東京大卒、専門は知的財産法。知的財産戦略本部本部員